美濃加茂市監査委員告示第３０号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第９項の規定により、令和８年９月支払分の随時監査の結果を次のとおり公表する。

令和８年１０月２６日

美濃加茂市監査委員　　渡　邉　　竜　彦

同　　渡　邉　　一　子

随時監査の結果報告について

１　監査年月日　令和８年１０月２６日

２　監査事項　　歳出に関する財務執行状況

３　監査結果　　監査の結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、下記事案については、次の通りの意見とする。

記

課　名	内　　容
商工観光課	【検討】 おん祭市民花火大会及び太田宿中山道まつり又はこれらに代わる事業について、補助金交付決定を行う際の資料は、7,500,000円の補助対象経費の明細を添付するよう指導されたい。また、補助金は概算払いをしているため、精算する際には事業費全体だけではなく補助対象経費の明細を明らかにし、補助対象経費の実績を確認されたい。
商工観光課	【検討】 美濃加茂労務対策協議会事業費負担金について、令和７年度決算書において、予算額1,211,000円の内871,071円が翌年度繰越になっているにも関わらず、令和８年度予算書において、予算額1,580,000円の内収入の部で例年通り300,000円の市負担金を予定し、同時に支出の部で予備費に450,000円を予定している。市として協議会の適切な予算管理を求められたい。

以上